

○松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業補助金交付要綱

平成24年3月30日告示第73号

改正

平成27年3月30日告示第63号

令和3年3月16日告示第42号

令和3年7月29日告示第307号

令和5年3月28日告示第125号

令和7年3月26日告示第97号

松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業補助金（以下「補助金」という。）については、松阪市景観条例（平成20年松阪市条例第33号。以下「条例」という。）第23条第2項及び松阪市補助金等交付規則（平成17年松阪市規則第63号）に基づくもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付目的)

第2条 この補助金は、市民、事業者及び松阪市が協働して城下町や街道沿いを中心に培われた歴史的まちなみ景観や地域の風土により形成されてきた文化的な景観を市民全体の資産として、修景整備及び外観等の伝統的意匠を維持、保全するために要する費用の一部を補助することにより、次の世代に継承していくことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重点地区 松阪市景観計画に規定する重点地区をいう。
- (2) 歴史的建造物 松阪市景観審議会が歴史的建造物と認めた建築物等をいう。
- (3) 一般建造物 歴史的建造物以外の建築物等をいう。
- (4) 景観重要建造物 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項に規定する景観重要建造物をいう。
- (5) 景観重要樹木 景観法（平成16年法律第110号）第28条第1項に規定する景観重要樹木をいう。

(交付対象)

第4条 この補助金の交付対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 重点地区において主たる道路に面する敷地に設置された歴史的建造物、一般建造物又は駐車場等の所有者等
- (2) 景観重要建造物の所有者等
- (3) 景観重要樹木の所有者等
- (4) 重点地区における自治会及びまちなみ保存会等
- (5) その他市長が適当と認める者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、当該補助対象事業に要する経費の下限額を1万円とし、1万円未満の工事費等については、補助対象外とする。

- (1) 重点地区における歴史的建造物、一般建造物又は駐車場等の外観の修景で、重点地区の景観形成基準（修景基準）に適合した事業
- (2) 重点地区の景観形成基準（修景基準）に適合した、外観等の伝統的意匠を継承する修繕又は維持、保全する事業
- (3) 景観重要建造物の外観等の伝統的意匠を継承、修景する事業
- (4) 景観重要建造物の外観等の伝統的意匠を継承する修繕又は維持、保全する事業
- (5) 景観重要樹木の維持、保全する事業

(交付額等)

第6条 補助金は、次の表に掲げる内容を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。この場合において、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

| 区分   | 対象     | 対象行為                                                                 | 助成率   | 限度額   |
|------|--------|----------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 重点地区 | 歴史的建造物 | 外観を景観形成基準（修景基準）により全体修景した部分に係る経費                                      | 1/2以下 | 300万円 |
|      |        | 外観を景観形成基準（修景基準）により部分修景した部分に係る経費                                      | 1/2以下 | 150万円 |
|      |        | 外観を景観形成基準（修景基準）に適合した、外観等の伝統的意匠を継承する修繕又は維持、保全に係る経費<br>※道路沿いの外構や工作物を含む | 1/2以下 | 10万円  |
|      | 一般建造物  | 外観を景観形成基準（修景基準）により全体修景した部分に係る経費                                      | 1/2以下 | 150万円 |
|      |        | 外観を景観形成基準（修景基準）により部分修景した部分に係る経費                                      | 1/2以下 | 75万円  |

|      |             |                                                                      |       |       |
|------|-------------|----------------------------------------------------------------------|-------|-------|
|      |             | 準）により部分修景した部分に係る経費                                                   |       |       |
|      |             | 外観を景観形成基準（修景基準）に適合した、外観等の伝統的意匠を継承する修繕又は維持、保全に係る経費<br>※道路沿いの外構や工作物を含む | 1/2以下 | 5万円   |
|      | 空き地・駐車場等の外構 | 空き地・駐車場等の外構を景観形成基準（修景基準）により修景した部分に係る経費                               | 1/2以下 | 45万円  |
| 市内全域 | 景観重要建築物     | 外観等の伝統的意匠を継承、修景することに係る経費                                             | 1/2以下 | 300万円 |
|      |             | 外観等の伝統的意匠を承継する修繕又は維持、保全に係る経費<br>※道路沿いの外構や工作物を含む                      | 1/2以下 | 10万円  |
|      | 景観重要樹木      | 景観重要樹木の維持、保全に係る経費                                                    | 1/2以下 | 75万円  |

（交付条件）

第7条 補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象となる建築物等の同一棟について、補助金の交付が複数年にわたる場合は、その合計額が前条に定める上限額を超えないこと。ただし、前条の対象行為における外観等の伝統的意匠を継承する修繕又は維持、保全に係る経費を除く。
- (2) 前条の対象行為における外観等の伝統的意匠を継承する修繕又は維持、保全に係る経費については、年度内1回の交付とする。
- (3) 前条の対象行為における景観重要樹木の維持、保全に係る経費については年度内1回の交付とする。
- (4) 補助金の交付を受けた新築の建築物等は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に準じて、耐用年数の期間は除却しないこと。
- (5) 補助金の交付を受けた新築以外の建築物等は、交付の対象となる行為が全体修景の場合は15年、部分修景の場合は10年の間は除却しないこと。

- (6) 補助金の交付を受けた建築物等は、前2号に定める除却ができない期間が経過した場合は、再度申請することができる。
- (7) 目的が類似する他の公的な補助制度と交付内容が重複しないこと。
- (8) 市税の滞納がないこと。
- (9) 関係する法令等に違反がないこと。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 修景整備事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 修景整備事業収支予算書（様式第1号の3）
- (3) 市景観推進担当部署との協議書の写し
- (4) 工事費等積算書
- (5) 位置図
- (6) 設計図（平面図、立面図等）
- (7) 工事着工前の写真
- (8) 建築開発担当部署との協議書の写し（必要な場合）
- (9) 建築確認済証及び検査確認済証の写し（必要な場合）
- (10) 登記簿謄本又は現在事項証明書（法人の場合）
- (11) 市税完納証明書
- (12) 市町村等発行の身分証明書
- (13) 松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業補助金申請に係る誓約書（様式第1号の4）
- (14) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第9条 市長は、前条の交付申請を受けた場合、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。ただし、第5条第1号又は第3号の事業に係る交付申請については、次条に規定する松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業審査委員会（以下「審査委員会」）に諮り、その内容を審査するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定をしたときは、松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の補助金の交付決定をする場合において、第7条で定める交付条件のほか、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、補助金の不交付を決定したときは、松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(審査委員会)

第10条 提出された交付申請の内容に係る適否を審査するために、審査委員会を置く。

- 2 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（変更交付申請）

第11条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助金交付決定者」という。）が、申請内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請を受けた場合は、速やかに審査し、承認したときは、松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業変更承認通知書（様式第5号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

3 補助金交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長にその旨を報告し、市長の指示に従わなければならない。

（実績報告）

第12条 補助金交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業補助金実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第6号の2）
- (2) 事業収支決算書（様式第6号の3）
- (3) 工事費等を支払ったことを証する書類の写し
- (4) 完成写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、書類を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第14条 前条の確定通知を受けた補助金交付決定者は、速やかに、松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業補助金請求書（様式第8号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金をその目的外の用途に使用したとき。

- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 事業遂行にあたり、法令上問題があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の取消しを行ったときは、松阪市歴史的まちなみ等修景整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

（財産の処分の制限）

第16条 当該工事の完了の日から起算して補助金の交付を受けた建築物等の除却することができない期間は、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

（補助金の見直し）

第17条 市長は、補助金の交付について、平成24年度から起算して3年を経過する度に見直しを行い、当該補助金の額及び交付の可否について見直しを行うよう努めるものとする。

（補助金の終期）

第18条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り、令和10年3月31日とする。

2 目的が達成された事業については、補助期間内であっても補助金の交付を終了するものとする。

（書類の整備等）

第19条 補助金交付決定者は、この補助事業に係る関係書類を、当該補助事業の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日告示第63号）

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金交付要綱（平成24年松阪市告示第73号）の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の松阪市歴史的まちなみ修景整備事業補助金交付要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（令和3年3月16日告示第42号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月29日告示第307号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年3月28日告示第125号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年3月26日告示第97号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。